

報告第3号

市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて

次の事項について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年4月30日提出

田川市長 村上卓哉

専決第3号 田川市国民健康保険税条例の一部改正について

(令和7年3月31日専決)

理由

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、早急に田川市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

田川市長 村上卓哉

田川市条例第15号

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田川市国民健康保険税条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第24条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の田川市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。